

基本労務契約「整復師対象」の改正

前項経過はまさに概要です。米国にはわが国と同じ用語がないものまであります。意識等の相違を無視しては契約は成立しません。一見、些細な問題まで多くの懸案問題で日米合意の難しが指摘されていることはマスコミなどでも報道されているところです。本問が、一般社会ではなく、米軍基地就業者問題であることは特異な留意点でした。全国基地の従業者25,000人に直結する問題として米軍が頑なになることも分ります。しかし、そうした中であつても医療選択の自由は無視できない問題です。まさに、執拗なまでの要望を行いました。当局の米軍との接衝に疑問を抱くようなまでの当会の真剣な要望を行いました。遂に、当局が整復師医療受診者といえども傷病休暇対象とする旨の基本労務契約改正を賜りました。

防衛施設庁からの連絡

平成14年7月2日

協同組合 日本接骨師会 御中

件名：柔道整復師の証明書に係る基本労務契約の改定

標記について、平成14年7月1日付で、駐留軍労働者が傷病休暇を取得する場合、「骨折」、「打撲」、「脱臼」、「捻挫」及び「挫傷」については、柔道整復師の交付する証明書を医師の診断書と同様に扱う旨の改定が成されたのでお知らせします。

防衛施設庁業務部労務管理課

別添：基本労務契約新旧対照表

基本労務契約改正

基本労務契約新旧対照表

項目等	改正後 (14.7.1.改正)	改正前
第7章 休 暇	C節 傷病休暇 1～6 略 7 診断書／証明書 従業員は、傷病のため1日以上欠勤した場合には、傷病休暇として認められるため、出勤後直ちに医師から交付される診断書又は柔道整復師から交付される証明書（以下「診断書／証明書」という。）を提出しなければならない。診断書／証明書は、従業員が傷病のため就労不能な期間が明確に記載されるものとし、一応その傷病の十分な証拠とみなされるものとする。なお、柔道整復師の証明書は、骨折、脱臼、打撲、捻挫及び挫傷に限って認められる。	同左 7 診断書 従業員は、病気のため1日以上欠勤した場合には、傷病休暇として認められるため、出勤後直ちに医師の診断書を提出しなければならない。その診断書は、一応その病気の十分な証拠とみなされるものとする。